

※ 保存期間5年(令和11年3月31日まで)

○警戒の空白を生じさせないための組織運営について(通達甲)

(令和5年7月11日徳総企第114号/徳サ第59号/徳務第301号/徳生企第341号/徳刑企第123号/徳交企第127号/徳公第157号)

県警察においては、変容する日本社会に対応するための警察運営に向けた取組について(令和4年6月28日徳総第142号。以下「旧通達」という。)に基づき、県警察の組織運営の刷新、業務の合理化・効率化等の諸施策を推進しているところであるが、この度、警察庁から警戒の空白を生じさせないための組織運営について(令和5年7月3日警察庁乙官発第4号。別添1)及び警戒の空白を生じさせないために当面取り組むべき組織運営上の重点について(令和5年7月3日警察庁丙企画発第29号。別添2)が示達され、警戒の空白を生じさせないための組織運営の指針等が示された。

県警察においては、これら警察庁の通達に示された取組を部門横断的に推進することとしたので、警察庁の通達の趣旨を踏まえ、実効が上がるよう配意されたい。

なお、旧通達は、廃止する。

※ 警察庁通達「警戒の空白を生じさせないための組織運営について(令和5年7月3日警察庁乙官発第4号)」及び「警戒の空白を生じさせないために当面取り組むべき組織運営上の重点について(令和5年7月3日警察庁丙企画発第29号)」については、警察庁ホームページをご覧ください。